

⑫ 留守家庭児童会



留守家庭児童会とは？

問合せ

青少年課

813-0075

保護者が就労などにより、昼間家庭にいない小学校の児童に、学校の放課後および学校休業日に適切な遊びや、生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

留守家庭児童会	住所	☎	留守家庭児童会	住所	☎
東小学校	太秦元町2-1	824-2811	神田小学校	東神田町27-1	828-6595
西小学校	高柳3丁目1-27	827-5753	堀溝小学校	堀溝3丁目10-8	821-1603
南小学校	下木田町16-15	822-1072	田井小学校	田井西町9-1	829-7519
北小学校	寿町57-29	832-0766	桜小学校	池田新町3-23	829-1677
第五小学校	成田西町2-3	835-4480 835-4481	点野小学校	点野5丁目26-1	828-5135
成美小学校	錦町23-45	828-4774	和光小学校	黒原橘町30-1	828-2718
池田小学校	池田2丁目1-7	828-2987	国松緑丘小学校	国松町47-1	822-9360
中央小学校	初町1-25	822-1630	楠根小学校	楠根南町21-1	823-4433
啓明小学校	高柳6丁目3-1	829-6232	宇谷小学校	宇谷町8-1	822-7855
三井小学校	三井が丘3丁目7-3	834-5668	石津小学校	石津元町8-1	827-3663
木屋小学校	豊里町19-22	833-8688	望が丘小学校	打上高塚町4-1	820-3141 823-0166
木田小学校	木田元宮1丁目17-1	823-2245			

利用できる人は？

対象児童	小学校に就学している児童で、次の条件をすべて満たしていること。		
入会基準	①保護者が1か月に15日以上、就労等をしていること。 ②保護者または保護者に代わる大人が入会児童を送迎できること。		
開設時間	学校休業日	学校休業日	休休日
	放課後から19:00 ※18:30～19:00は、延長利用となり、別途、申し込みが必要で、利用料が発生します。	9:00～19:00 ①土曜日(中学校区で小学校を基本に開設) ②春・夏・冬休み、学校行事等の振り替え休業日 ※土曜日及び延長利用(18:30～19:00)は別途申し込みが必要で、利用料が発生します。	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、自然災害等による臨時休会日

※申し込み方法・スケジュールについては、市HP等でご確認ください。